

薩摩川内

広報

さつませんだい

7

July.2020
vol.378

コロナに打ち勝て！
夜空に咲く
希望の花火

優しさと思いやり
花束に心を込めて





6月5日、のぞみ幼稚園年長組の園児らが、市役所や消防局、新型コロナウイルス感染症の最前線で医療に関わる医療機関などを訪れ、花束を贈呈しました。これは、アメリカ発祥の教会行事「花の日・子どもの日」にちなんで、市内の各事業所の方などへ日頃の感謝を込め、子どもたちが持ち寄った花を手渡すもので、毎年6月に行われています。

岩切秀雄市長、藤田芳昭教育長らが色鮮やかな花束やステンドグラス風の壁飾りなどを受け取り、笑顔で園児らにお礼のこたばを伝えました。

園児らは、花束のお礼として、折り紙のプレゼントを受け取り、元気な声で「ありがとう」のあいさつを返しました。

花束を贈ります
花の日セレモニー



優
し
い
思
い
や
り

花束
に心を込めて



コロナに打ち勝て！
夜空に咲く希望の花火

新型コロナウイルス感染症対策による外出の自粛やイベント中止など、先の見えない状況がある中、明るく希望の光を差すような取り組みが市内各地で行われ、地域に元氣と勇氣を与えました。



株式会社 太洋花火
専務取締役
園田 洋平さん

全 国の花火師たちの心意気を感じてもらいたいです。一日でも早いコロナ終息を願います。

日本中の花火大会中止・延期が相次いでいますが、今回の試みで、皆さんに希望や元氣を届け、私たち花火師も打ち上げにより幸せな気持ちになりました。

みんなでコロナに打ち勝とう！日本の伝統芸能である花火を打ち上げられる日常と笑顔を取り戻していきましょう！

全国一斉打ち上げ
Cheer up! 花火

6月1日、全国163の花火業者が協賛し、日本中の約200カ所、コロナ終息祈願ボランティア花火を打ち上げました。

これは、日本や世界で新型コロナウイルス感染症に負けず頑張っている医療従事者や事業者、家族など全ての人々に向けて、花火で希望と元氣を届けようと企画されたものです。

本市では、株式会社太洋花火により打ち上げられ、川内川の水面にきれいな花火が色鮮やかに浮かびました。

現在、日本全国で花火大会の中止・延期が相次いでおり、花火業者への経営や雇用にも影響が出てきています。今回の企画が全国の花火師たちにも元氣を与えたことでしょう。

総合計画ってなに？

市内に住む人みんなが、安心して住み続けられるように、みんなで意見を出し合い、将来目指すまちのすがたを実現するための取り組みをまとめたものが「総合計画」です。

人口減少などから生じる諸課題を克服するため、市民と市が、長期的な展望に立って、お互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めるための計画です。

総合計画を知ろう！

総合計画は、「安全・安心」「活力」「共生」「行財政」の4つの基本理念に基づいて、6つの大きな政策に取り組むことで魅力的なまちづくりを実践していきます。

また、今回の総合計画後期基本計画では、令和2年度から6年度までの5年間に取り組んでいくことをまとめています。



「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」を実現する

第2次 薩摩川内市総合計画

(後期基本計画) が完成しました！



平成27年3月、市では「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」を将来都市像として定め、持続可能性をキーワードとしながら、「安全・安心」「活力」「共生」「行財政」の4つの柱を基本理念として第2次総合計画を策定し、推進を図ってきました。

このたび、前期5年間の期間が、令和元年度までであったことから、この間の施策・事業の進捗や取り巻く課題の状況などを評価・検証し、自治総合審議会や市議会での審議、市民の意見などを反映し、後期基本計画を策定しました。

また、今回の後期基本計画は、このまちの現状・課題に着眼しながらも、本市の「魅力」の部分に重点を置き、策定しています。

総合戦略とは

総合計画の中でも、特に①雇用 ②移定住 ③結婚・出産・子育て ④地域づくりの4つの分野から構成される施策を集中的かつ効果的に推進・展開していくことを目的に策定したものが「薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。
薩摩川内市では、下記の4つの基本目標を掲げ、総合戦略に取り組みます。

薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略

<p>基本目標1 生き生きと働くまち薩摩川内</p> <p>国・県等の関係機関や、事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会等と連携しながら、本市での雇用確保、所得向上及び地域経済の活性化を図ります。</p> 	<p>基本目標2 暮らしたいまち薩摩川内</p> <p>地元企業や大学等との連携による人材創出、移定住の推進強化を図ることにより、若年層の流出を防ぎ、本市への転入を増加させます。</p> 	<p>基本目標3 子育てするなら薩摩川内</p> <p>出会うの場づくりを支援し、妊娠・出産・子育てについては小児・産科・周産期医療体制を確保しつつ、子育てに係る経済的負担の軽減や緩和を図るほか、仕事と生活のバランスのとれた環境の創出を図ります。</p> 	<p>基本目標4 豊かに暮らす薩摩川内</p> <p>都市としての機能確保と集落生活圏の維持の実現に必要な施策を具体的に示し取り組みます。また、地域での多様性のある暮らしを実現するため、自助・共助・公助により、関係者が相互に協力・連携して、地域での生活支援のためのシステムを構築します。</p> 
--	--	--	--



総合計画は、市が作ったんでしょ？
いいえ、みんなで作ったんです。



総合計画の見直しに合わせ、また、これからのまちづくりについて、市民の皆さんの考えをお聞きするために「薩摩川内まちづくりワークショップ」を4回にわたり開催しました。特に10代～50代までの若い世代や現役世代の人たちに集まっていたとき、

- ・本市の魅力やこれから発展してほしいこと
- ・持続可能で魅力的なまちづくり
- ・今後どんなことに取り組みと良いか

をテーマにみんなで考え、話し合い、最後には意見を発表しました。

薩摩川内まちづくりワークショップに参加してくださったお2人に、話を伺いました。

素晴らしい子どもたちを引っ張っていただけるまちを
土器手正之さん



若い世代や親世代がよそに行かなくても生活していけるような環境を作りたいという思いで参加しました。グループワークでは、一人一人いろんな考えがあり、みんなが真摯に取り組んで充実した時間だったと思います。

また、若い世代や中高生が活発に発言しているのを見て、まだまだこのまちには人材という地域の宝があることを再認識し、これからの薩摩川内市に希望が感じられました。
この素晴らしい子どもたちを大人としては、しっかり引っ張っていただけるまち、そしてそのような環境がある薩摩川内市であってほしいと願っています。

気軽に子育てができるよう
なまちを
楮山ひかるさん



母親目線で子育てに関する意見を言える場所があればいいなと思って参加しました。コミュニティ施設を気軽に子育てに利用できるようにしてほしいと発表しました。

グループワークは、気軽に楽しくいろいろな業種の方と意見交換ができ、とても良かったです。また機会があったら参加させていたきたいと思いました。
行政任せにせず、みんなでいろいろなおことに取り組む、助け合い、やりたいと思ったことの実現のために、行政にはサポートしてもらえ、そんな薩摩川内市になっていけばいいなと思いました。

このように総合計画は、ワークショップなどで寄せられた市民の皆さんのまちづくりに対する思いや声を反映して、市民の代表から構成される市議会や自治体総合審議会での審議を経て作られているのです。



総合計画の完成は
終わりではなく
スタート！

計画の完成は、ゴールではありません。

むしろ、これまでを振り返り、これを新たなまちの指針として、魅力的なまちづくりを進めていくスタートが切られたばかりです。

今回は、この完成した第2次薩摩川内市総合計画後期基本計画の「概要版」を市内の全世帯に配布しています。
また、より分かりやすく、子どもたちにも見てもらえるように「子ども版」も作成し、市内の小・中・義務教育学校に配布しています。

総合計画の本冊版は、情報公開コーナー(本庁1階文書法制室、市内各図書館で閲覧できる他、市のホームページでもご覧いただけます。



また、1冊1000円で企画政策課(本庁4階)にて販売しています。
問合先/本庁企画政策課 政策G(内線4832)



後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。

問合せ先／本庁保険年金課高齢者医療G
(内線2831〜2833)

後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

保険証の更新について

8月から保険証が変わります。新しい保険証については、7月中旬に送付します。

医療費が高額になるとき

入院・外来の際の保険適用分の医療費が、それぞれの所得区分による自己負担限度額を超えた場合に、医療機関窓口での支払いが、自己負担限度額までとなる制度があります。所得区分などによる申請基準がありますので、下記の表1をご参照ください。

*現在、限度額認定証をお持ちでない方は、下記の①または②の事前申請が必要です。既に申請済みで、引き続き対象となる方には、各認定証を保険証に同封して送付します。

(表1) 高額療養費に該当する場合の申請基準

所得区分	基準	限度額証などの発行・申請の要
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	×
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	○
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	○
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方	×
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	○
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯の所得が一定の基準以下の方と、老齢福祉年金受給者	○

① 限度額適用認定証(現役並み所得者)
② 限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の方)

- ・事前申請に必要なもの
- ・保険証
- ・印鑑(スタンプ印は不可)

保険料について

納付方法は大きく分けて次の2種類があります。

後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります。

後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをしています。令和2年度および令和3年度の保険料率を、下記のとおり改定いたします。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。年齢到達などにより、年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。金額や納付方法については、7月中旬に送付する決定通知書をご確認ください。

$$\text{均等割額 (55,100円)} + \text{所得割額 (総所得金額など*1-基礎控除額33万円) \times 10.38 (\%)} = \text{年間保険料 (限度額64万円)}$$

均等割額	所得割額に係る保険料率	年間保険料限度額
変更前 50,500円 → 変更後 55,100円	変更前 9.57% → 変更後 10.38%	変更前 62万円 → 変更後 64万円

*1 総所得金額などは：前年の総所得金額、山林所得金額、土地・建物に係る長期・短期譲渡所得などの合計

保険料の軽減

●同一世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の総所得金額などの合計額に応じて、均等割額が軽減されます。

総所得金額などの合計額が次の基準以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得がない)	7割(*2)	16,500円
33万円以下(上記以外)	7.75割	12,300円
33万円+(28万5,000円×被保険者数)以下	5割	27,500円
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割	44,000円

*2 年金収入80万円以下などの要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。

●後期高齢者医療制度に加入する直前まで、ご家族のお勤め先の健康保険(市町村国保や国保組合を除く)の被扶養者だった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。
ただし、上記の総所得金額などの合計額により、上表での均等割額7割軽減および7.75割軽減に該当する方は、7割軽減、7.75割軽減が優先されます。

普通徴収の納期

期別	納期限
第1期	7/31(金)
第2期	令和 8/31(月)
第3期	2年 11/2(月)
第4期	11/30(月)
第5期	令和 2/1(月)
第6期	3年 3/1(月)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きで納めます。
*この方法で支払う場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書でお知らせします。

●特別徴収(年金からの天引き)

●普通徴収(納付書や口座振替)

市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによって、口座振替で支払う納付方法を普通徴収といいます。
*年齢到達や転入などにより、新たに後期高齢者医療の対象になった方が対象です。

決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、「今までどおり年金天引きされるだろう」「口座振替されるだろう」と思われていませんか。所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。

決定通知書が届いたら、納付書が入っていないか、必ず確認しましょう。

決定通知書は、このような黄色の封筒が届きます。

